

総 税 市 第 8 号
平成 2 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 1 3 2 号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 3 4 号）が平成 2 6 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 2 6 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税市第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定める地方税について適用する。

- イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 6 年度以後の年度分の個人の市町村民税、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税並びに平成 2 6 年度以後の年度分の国民健康保険税
- ロ 第 2 章 5 2 平成 2 6 年 1 0 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ハ 第 4 章 7 から 1 2 まで 平成 2 7 年度以後の年度分の軽自動車税
- ニ 第 2 章 4 5（1）（租税特別措置法第 4 1 条の 1 2 の 2 第 7 項に係る部分に限る。） 平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ホ 第 4 章 1 3 から 1 6 まで 平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税
- ヘ 第 2 章 7 9 の 2 平成 2 9 年度以後の年度分の個人の市町村民税
- ト 第 2 章 4 5、4 5 の 3、4 9、4 9 の 2 及び 5 8（租税特別措置法第 4 2 条の 1 0 又は第 6 8 条の 1 4 に係る部分に限る。） 国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日又は地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）の施行の日のいずれか遅い日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税